

【コアノート】

セブンサミットテキストから「コア」知識を抽出して集約したエッセンス集です。
平成23(2011)年以降の予備試験論文過去問の合格答案に必要な知識は【コアノート】に!

		9 問	10 解説
2	強盗罪		
75	★ ★ ★	強盗罪(236 I)における「暴行・脅迫」の意義	財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行・脅迫 (最判昭23.11.18)
76	★ ★ ★	暴行・脅迫が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるか否かは、いかなる基準で判断すべきか	客観説(判例、通説) 暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する ※なお、客観的に反抗を抑圧するに足りる程度の暴行・脅迫を加えた以上は、相手方が現実には反抗を抑圧されたかどうかを問わず、実行の着手が認められる
77	★ ★	強盗罪における「強取」の意義	①暴行・脅迫により、②相手方の反抗を抑圧し、③その意思によらずに財物を自己又は第三者の占有に移すこと (=暴行・脅迫から財物奪取までの間(①~③)に因果関係があることが必要)
78	★ ★ ★	「強取した」といえるためには、被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか(例:客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫が加えられたが、被害者の反抗は抑圧されず、機嫌の情から財物を交付した場合)	必要説(通説) 強盗は暴行・脅迫を手段とする財産犯→暴行・脅迫と財物奪取との間に因果関係がない以上、「強取」とはいえず、未遂にとどまる ※なお、判例(最判昭24.2.8)は、客観的には反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えたが、被害者は単に畏怖したにすぎず財物を任意に交付した場合において、強盗既遂罪の成立を認めている(不要説)
79	★ ★ ★	財物の占有を確保した後に被害者を殺害しようとした場合(例:被害者から覚せい剤を取得して占有を確保した後に、覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために被害者を殺害しようとした場合)	最決昭61.11.18 「犯人による拳銃発射行為は、被害者を殺害して同人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされていたその代金の支払を免れるという財産上不法の利益を得るためになされたことが明らかであるから、右行為はいわゆる2項強盗による強盗殺人未遂に当たるといふべきであり……、先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体としては、強盗罪又は詐欺罪のいずれに当たるとせよ、……本件は、その罪と(2項)強盗殺人未遂罪のいわゆる包括一罪として重い後者の刑で処断すべき」

9 10

復習時は、左側の『問』から右側の『解説』が自力で導くことができるかどうかを繰り返すことで、着実にコア知識を修得していきます。コアテストでは、3つの形式でコア知識の理解をチェックしていきます。

11

まず最優先でおさえるべき特に重要なワードは太字で示しています。論文答案で書けるようになるべき事項を一目で把握できるようにしています。

5

【通し番号】

確認テスト、答案例に掲載の番号とリンクしております。教材間のリンク学習を効率的に行える工夫を施しています

6

【重要度】

コア知識の中でも、優先的に覚えるべき事項を★で表しています。

7

試験対策上、重要な箇所だけをピックアップ。

8

【判例情報】

受験生がおさえるべき重要判例の情報を掲載。セブンサミットの索引から該当判例の詳細を確認できます。

コアノートのPOINT

『コアノート』は論証集ではない!

『コアノート』は、丸暗記に頼ることなく、『コア』知識を問題に応じて“使いこなす”ことができる応用力を付けるためのツールです。予備試験では、同じ論点でも、詳細に厚く論じるのか、短く簡潔に論じるのかを問題ごとに判断し、答案に反映させなければなりません。限られた時間内で答案を書ききるための戦略的な側面もあります。その問題を解決する視点で知識を使えるようになることが、まさに法曹の役割だと言えます。

強調箇所を優先に

初学者の段階は、まずは解説部分の太字で強調された箇所を優先的に学習してください。

重点事項を集約

『コアノート』には試験対策上、重点的に学習すべき事項だけを集約しています。講義後は、コアノートの該当箇所を自分で復習することで、効果的な復習が可能となっています。

LEC専任講師が作成

『コアノート』の作成にはLEC専任講師が携っており、試験傾向や出題趣旨を踏まえて、法改正情報や最新判例も、本当に学習すべき内容も絞り込んでおります。

※教材はサンプルです。実際の教材とはデザイン・仕様が一部異なる場合がございます。